

平成 4 年 9 月 5 日
警察本部訓令第 29 号
警 察 本 部 長

埼玉県警察本部の当直に関する訓令

(概要)

本訓令は、埼玉県警察本部の当直に関し、

- 当直の業務
- 当直勤務員の任務

等について定めている。